

1 子ども・子育て支援事業計画

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めることとされており、「京都市はぐくみプラン」と一体的に策定します。

第1期京都市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間（2020(令和2)年度～2024(令和6)年度）の「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」を次のとおり設定します。

なお、別冊で詳細を掲載しています。



(1) 教育・保育提供区域の設定

	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園，保育園，認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付 (幼稚園，保育園，認定こども園) ・ 地域型保育給付 (小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業) ・ 延長保育事業 ・ 一時預かり事業（一般型，幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業

(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 小学校就学前児童数及び保育の量の推計

次の考え方により、2024（令和6）年度末までの5年間について推計

$$\text{就学前児童数(推計)} \times \text{要保育率(推計)} = \text{量の見込み(年度末要保育児童数)}$$

- ・ 就学前児童数… 統計的手法により推計
- ・ 要保育率… 提供区域別に過去4年間の推移をもとに推計

(単位:人)

年度	確保実績	量の見込み				
	平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
小学校就学前児童数	63,762	60,898	59,528	57,910	56,550	55,389
保育の量	36,167	36,378	36,356	36,086	36,131	36,221
要保育率	56.7%	59.7%	61.1%	62.3%	63.9%	65.4%

※各年度とも年度末の数値

なお、上記の推計した保育の量の見込みは、市民ニーズ調査の結果に照らすと、国が目標として示す、2022（令和4）年度末時点での女性就業率80%に相当するものです。

イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（2号、3号）の量の見込み

- ・ 全市的に見れば要保育児童数は54人と微増しますが、地域別には大きな増減のバラツキが出ます。
- ・ 年度末の0歳児需要は年度当初の1歳児需要につながるため、0～2歳児の整備は一体的に管理します。
- ・ 0～2歳児の確保必要量について、隣接提供区域間で調整します。

(単位:人)

年度			確保実績A	量の見込みB	B-A
			平成30	令和6	差
保育	0歳児	小学校就学前児童数	10,321	9,099	△ 1,222
		保育の量(3号)	3,536	4,857	1,321
		保育利用率	34.3%	53.4%	19.1%
	1・2歳児	小学校就学前児童数	21,463	18,384	△ 3,079
		保育の量(3号)	11,977	12,161	184
		保育利用率	55.8%	66.1%	10.3%
	3～5歳児	小学校就学前児童数	31,978	27,906	△ 4,072
		保育の量(2号)	20,654	19,203	△ 1,451
		保育利用率	64.6%	68.8%	4.2%
3～5歳児	教育の量(1号)	11,324	8,703	△ 2,621	
保育計	小学校就学前児童数	63,762	55,389	△ 8,373	
	保育の量	36,167	36,221	54	
	保育利用率	56.7%	65.4%	8.7%	

※各年度とも年度末の数値

ウ 2024（令和6）年度末 提供区域別確保必要量

提供区域	小学校区	確保必要量(提供区域間調整後)		
		～2歳	3歳～	計
北1	柊野, 大宮, 紫明, 元町, 上賀茂, 紫竹	0	0	0
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	0	0	0
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所東	0	0	0
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	0	0	0
左京1	花脊	0	0	0
左京2	大原, 八瀬	0	0	0
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	38	38	76
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	5	0	5
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	0	0	0
中京1	御所南, 御所東, 高倉	49	49	98
中京2	洛中, 朱雀第一～第四, 第六～第八	0	0	0
東山	開晴, 東山泉	0	0	0
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	0	0	0
山科2	安朱, 山階, 西野, 鏡山, 陵ヶ岡	20	6	26
山科3	山階南, 百々, 勧修, 小野	0	0	0
下京1	洛央, 下京雅, 下京涉成, 梅小路, 光徳	31	0	31
下京2	七条, 西大路, 七条第三	65	65	130
南1	南大内, 唐橋, 九条弘道, 九条塔南, 凌風	0	0	0
南2	吉祥院, 祥栄, 祥豊, 上鳥羽	18	18	36
南3	大藪, 久世西	94	67	161
右京1	高雄, 御室, 宇多野, 花園	6	0	6
右京2	嵯峨, 広沢, 嵐山	60	44	104
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常磐野, 嵯峨野, 梅津, 梅津北	185	33	218
右京4	西院, 西京極, 西京極西, 葛野	184	97	281
右京5	宕陰	0	0	0
右京6	京北第一～第三	0	0	0
西京1	松尾, 嵐山東, 松陽, 桂川	56	0	56
西京2	桂, 桂徳, 川岡, 川岡東, 桂東, 榎原	36	0	36
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	0	0	0
伏見1	竹田, 伏見板橋, 伏見住吉, 下鳥羽	0	0	0
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	0	0	0
伏見3	向島秀蓮, 向島, 向島藤の木	0	0	0
伏見4	横大路, 納所, 神川, 久我の杜, 羽束師, 明親, 美豆	33	0	33
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	128	128	256
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	0	0	0
総計		1,008	545	1,553

※ 3～5歳児は、0～2歳児と3～5歳児の両方で確保必要量がある提供区域のみで量を設定し、0～2歳児と3～5歳児の確保必要量の少ない方が上限

エ 保育提供体制の確保方策

2024（令和6）年度末時点の保育提供体制を確保するため、以下の考え方で定員を増やしていきます。

【確保方策の考え方】

第1期計画では、全市的に保育提供体制の底上げを図る必要があったことから、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業でそれぞれ一定数を整備する計画としていました。

今後は、全市的な保育ニーズが横ばいになり、地域によっては減少に転じるところが出てくる中、地域を限定してピンポイントで保育提供体制を確保していく必要があります。そこで第2期計画では、地域の既存施設の活用を第一とし、それでは保育ニーズの増加に対応できない地域においてのみ、施設・事業所の創設を検討することとします。

この考え方にに基づき、事業計画においては特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の整備割合を固定的に設定せず、一体的に管理することとし、地域ごとにどの形の保育施設が適しているのかを検討し、整備していきます。

【確保方策の検討順序】

- ① 既存施設の活用
 - ・ 既存の保育園，認定こども園の増築，増改築，分園設置
 - ・ 私立幼稚園における2歳児接続保育による確保
 - ・ 既存の保育園，認定こども園及び幼稚園による小規模保育事業所等の設置
- ② 施設・事業所の創設
 - ・ 保育園
 - ・ 小規模保育事業所等（緊急公募）

【幼稚園の預かり保育】

幼稚園の預かり保育は下記の表のとおり利用者が増えている状況ですが、今後3～5歳児の保育需要が減少することから、今後の新たな確保方策としては見込みません。

<幼稚園の預かり保育の実績>

(単位：人)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30
預かり保育利用者数	2,016	2,123	2,227	2,557
預かりⅡ型利用者数	-	-	-	161
合計	2,016	2,123	2,227	2,718

【企業主導型保育事業所の地域枠】

企業主導型保育事業所の地域枠については、既に国が助成決定した事業所の地域枠（現時点で331人）を確保済み量として取り込みますが、京都市に設置権限がなく、今後の動向も不明なため、今後の新たな確保方策としては見込みません。

【既存施設（幼稚園及び保育園）からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用】

引き続き、需給調整のための特例を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で移行枠を設けます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
①区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	箇所	14	14	14	14	14	14
			14	14	14	14	14
	考え方	<p><量の見込み> 区役所・支所の子どもはぐくみ室において、市民からの子育て支援施策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることから、区役所・支所数を量の見込みとする。</p> <p><今後の方向性> 今後も子どもはぐくみ室のすべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、支援へ「つなぐ」総合案内窓口の役割を担い、よりきめ細かく利用者への相談・支援に対応するとともに、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を展開する。</p>					
②時間外保育事業 【延長保育事業】	人日	515,235	472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
			472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
	考え方	<p><量の見込み> 平成30年度は増加しているものの、それまでの過去3年間は減少傾向にあるため、過去4年間の平均実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
③一時預かり事業 (保育所型) 【一時預かり事業(一般型)】	人日	50,464	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
			52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	考え方	<p><量の見込み> 年々減少傾向にあるが、過去4年間の平均利用実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
④幼稚園における預かり保育 (市立・私立幼稚園) 【一時預かり事業(幼稚園型)】	人日	524,643	539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
			539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
	考え方	<p><量の見込み> 幼稚園利用者のうち預かり保育の定期利用者（ほぼ毎日利用）と随時利用者（たまに利用）に係る割合を算出し、年間想定利用日数を乗じて延べ利用者数を求めたうえで、今後の人口推計（3～5歳に限る）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、私立幼稚園の協力を得ながら提供体制の確保に努め、就労家庭も幼稚園を利用しやすい環境を整えていく。また、預かり保育の実施体制も含めた幼稚園の取組に関する情報発信等を一層推進していく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑤病児・病後児保育 【病児保育事業】	人日	3,539	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
			6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	考え方	<p><量の見込み> 過去4年間の平均利用実績に、市民ニーズ調査から試算した病児保育を利用できなかった延べ日数を加えて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、京都市全体の地域バランスや交通の利便性等を考慮しながら、新設や既存施設の定員数の拡充を図るなど、提供体制の確保を図っていく。</p>					
⑥児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助 【放課後児童健全育成事業】	人	14,076	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
			14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
	考え方	<p><量の見込み> 学童クラブ事業の登録児童数の推移をもとに令和2年度以降の登録児童数を算出</p> <p><今後の方向性> 今後も引き続き、利用の増加が見込まれる地域を中心に、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組み、可能な限り小学校の校内に確保していくなど、児童の利便性や移動の安全性を踏まえた充実を図っていく。</p> <p>また、児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していく。</p>					
⑦家庭訪問による継続的個別支援 (子どもはぐくみ室職員による支援) 【養育支援訪問事業】	人	948	1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
			1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
	考え方	<p><量の見込み> 対象者数に、区役所・支所の要保護児童対策地域協議会の実務者会議進行管理台帳の登載件数の前年度比の平均を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 平成31年4月の区役所・支所子どもはぐくみ室における体制の強化等を踏まえ、支援の充実を図っていく。</p>					
⑧家庭訪問による継続的個別支援 (育児支援ヘルパー派遣事業) 【養育支援訪問事業】	人	208	201	202	203	205	206
			201	202	203	205	206
	考え方	<p><量の見込み> ヘルパー派遣延回数を見込みを算出したうえで、過去実績の1件当たりの平均派遣件数で割り戻して算出</p> <p><今後の方向性> 現在の事業委託体制を維持することで、提供体制の確保を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑨子育て支援短期利用事業 (ショートステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	7,877	8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
			8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
	考え方	<p><量の見込み> 全市における利用割合が、事業を実施している児童福祉施設のある行政区の平成30年度実績の平均値まで高まることとして算出</p> <p><今後の方向性> 事業を実施している既存の児童福祉施設の活用と併せて、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新規施設の開拓を図ることなどによりニーズに対応する。</p>					
⑩子育て支援短期利用事業 (トワイライトステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	46	35	35	35	35	35
			35	35	35	35	35
	考え方	<p><量の見込み> 過去の利用実績を平均して算出</p> <p><今後の方向性> 現状の体制を維持することで提供体制を確保するとともに、引き続き、施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。</p>					
⑪保育所拠点事業,児童館事業,京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業,こどもみらい館 【地域子育て支援拠点事業】	人回	368,322	413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
			413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
	考え方	<p><量の見込み> 「年間開所日数」「施設数」及び過去の実績に基づき算出した「1箇所1日当たりの利用児童数(0~2歳)」をもとに、事業ごとに算出した量の見込みを合算して算出</p> <p><今後の方向性> 令和2年度から令和6年度にかけて、つどいの広場を少なくとも年間1箇所程度新規開設し、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組む。</p>					
⑫京(みやこ)いきいき子育てサポート事業 (京都市ファミリーサポート事業) 【子育て援助活動支援事業】	人回	7,839	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
			8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
	考え方	<p><量の見込み> 依頼会員を活動回数に基づき区分したうえで、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き提供会員(有償ボランティア)の募集に係る広報活動を行い、地域の互助制度としての体制の確保に努める。あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員が安心して利用できる取組を充実させていく。</p>					
⑬新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 【乳児家庭全戸訪問事業】	人	10,247	9,699	9,496	9,349	9,200	9,099
			実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員				
	考え方	<p><量の見込み> 全戸訪問を目指す事業であることから、各年度の推定出生数を量の見込みとして算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、子どもはぐくみ室における体制の強化等を行い、支援の充実を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑭京都市妊産婦健康 診査 【妊婦に対する健康診査】	人回	妊婦健康診査受診券使用枚数					
		125,870	119,753	116,725	113,773	110,896	108,091
		産婦健康診査受診券使用枚数					
	—	15,047	14,667	14,296	13,934	13,582	
		実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関					
	考え方	<p><量の見込み> 妊産婦受診券については、妊産婦受診券綴想定交付数を算出したうえで、平均使用枚数を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、委託医療機関の確保に努めることで、身近な地域で健康診査が受けられるよう、提供体制の確保を図っていく。</p>					

(4) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、就学支援シートやこどもみらい館における保育者の資質向上の取組など、これまでの京都市独自の取組の更なる充実に加え、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもとに進めていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等の事務負担を考慮し、事務構築を行うとともに、保護者の利便性を向上するため、幼稚園等の協力を得て、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回の償還払いにより実施しています。

今後とも、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上等のため、実施状況等を踏まえ適宜検討していきます。



2

障害児福祉計画に掲げる数値目標

(上段：利用者数, 下段：延べ利用日数(1月当たり))

区 分	単 位	年 度								
		平成30 (見込み)	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
放課後等 デイサービス	人	2,420	2,747	3,073	3,221	3,324	3,431	3,540	3,654	3,770
	人日	29,040	32,964	36,876	38,652	39,888	41,172	42,480	43,848	45,240
児童発達支援	人	2,142	2,198	2,282	2,354	2,429	2,506	2,586	2,668	2,752
	人日	12,852	13,188	13,692	14,124	14,574	15,036	15,516	16,008	16,512
障害児 相談支援	人	91	112	144	173	203	234	241	249	257
障害児 入所施設	人	47	47	47	47	47	47	47	47	47
医療型 児童発達支援	人	0	84	87	89	92	95	98	101	105
	人日	0	504	522	534	552	570	588	606	630
保育所等 訪問支援	人	2	30	60	60	60	60	60	60	60
	人日	3	60	120	120	120	120	120	120	120
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	15	25	25	25	25	25	25	25
	人日	0	120	200	200	200	200	200	200	200
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター	人	—	15	20	20	20	20	20	20	20

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第21条の5の15に基づき、事業所指定を行わない場合があります。

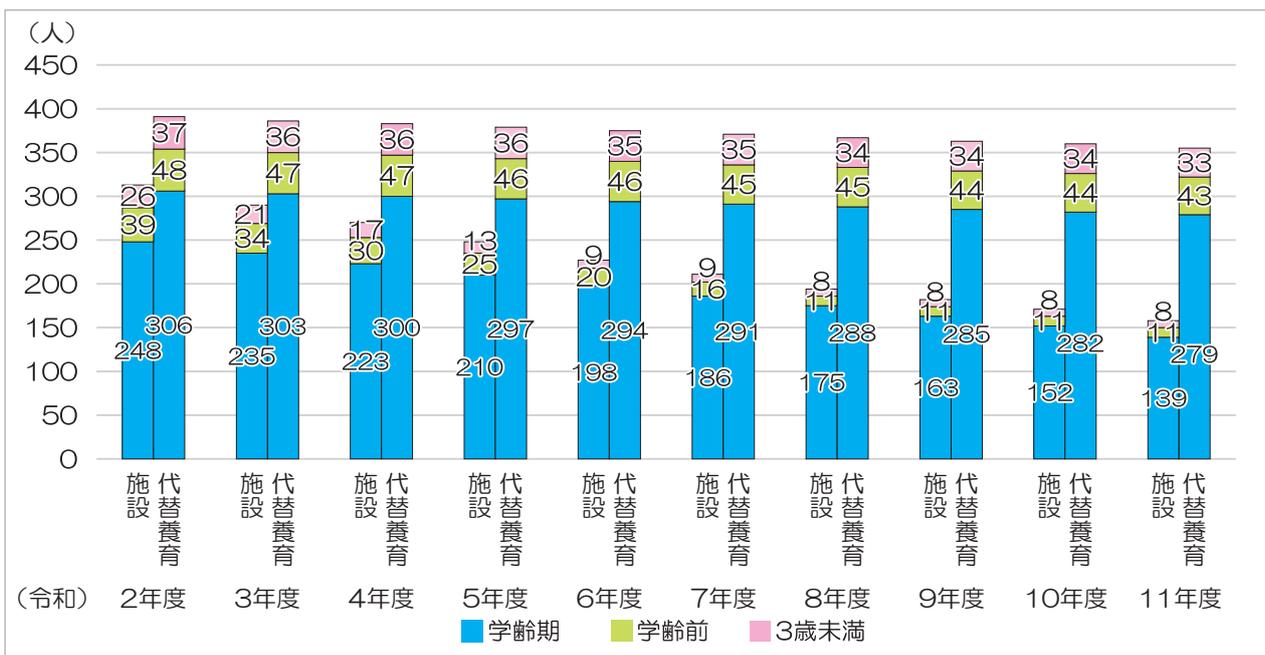
3

社会的養育推進計画に掲げる数値目標

(1) 代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数

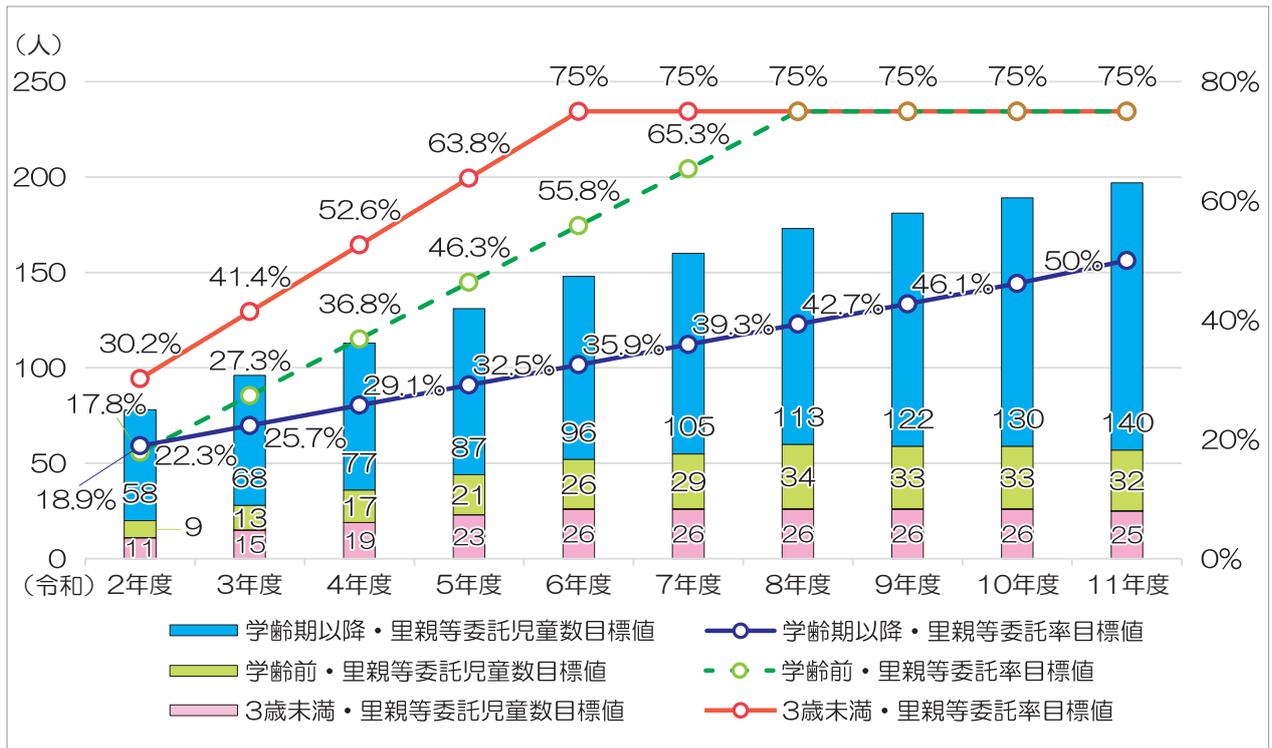
年 度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
施設	3歳未満	26	21	17	13	9	9	8	8	8	8
	学 齡 前	39	34	30	25	20	16	11	11	11	11
	学 齡 期	248	235	223	210	198	186	175	163	152	139
里親等	3歳未満	11	15	19	23	26	26	26	26	26	25
	学 齡 前	9	13	17	21	26	29	34	33	33	32
	学 齡 期	58	68	77	87	96	105	113	122	130	140
代替養育	3歳未満	37	36	36	36	35	35	34	34	34	33
	学 齡 前	48	47	47	46	46	45	45	44	44	43
	学 齡 期	306	303	300	297	294	291	288	285	282	279
合 計		391	386	383	379	375	371	367	363	360	355
里親等委託率		19.9%	24.9%	29.5%	34.6%	39.5%	43.1%	47.1%	49.9%	52.5%	55.5%

ア 施設養育と代替養育



※「代替養育」には施設での養育も含まれています。「施設」は再掲値です。

イ 里親養育と里親等委託率



[里親等委託率の目標値]

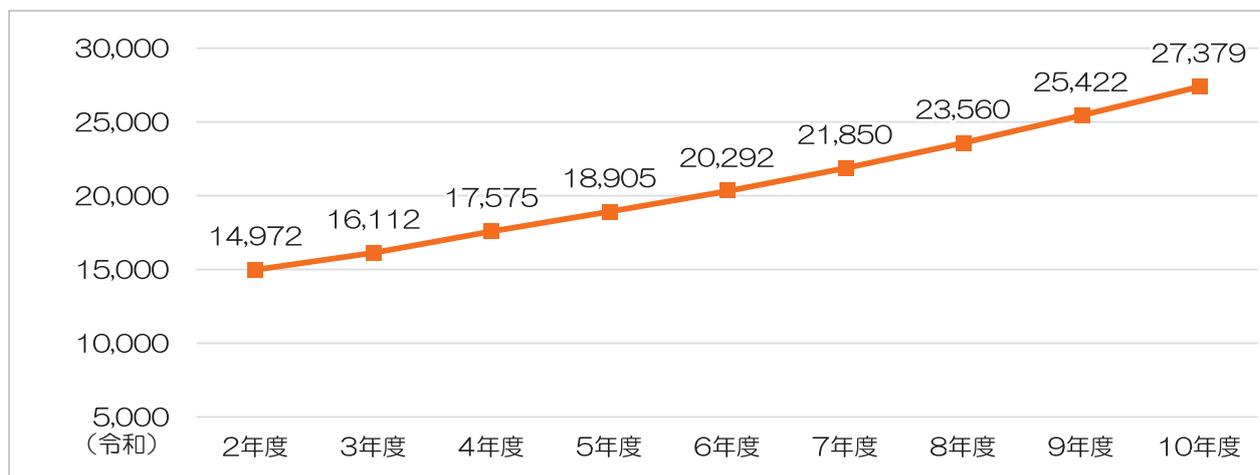
乳幼児 (3歳未満)	令和6年度末	75%
幼児 (3歳以上就学前)	令和8年度末	75%
学齢期の児童	令和11年度末	50%

(2) 一時保護が必要な子どもの数の見込み

ア 一時保護延べ件数の見込み



イ 一時保護延べ日数の見込み



ウ 一人平均保護日数・一日平均在籍者数の見込み

